

(目的)

第1条 この規程は、反社会的勢力との関係の遮断に関して必要な事項を定め、一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。)の健全な事業の遂行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における「反社会的勢力」とは、次に掲げるものをいう。

(1)暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

(2)暴力団員

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員(既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。)を含む。以下同じ。

(3)暴力団準構成員

暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。

(4)暴力団関係企業

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

(5)総会屋等

総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(6)社会運動等標ぼうゴロ

社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

(7)特殊知能暴力集団等

前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

(8)その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人

(基本方針及び公表)

第3条 本法人は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針(以下「基本方針」という。)とする。

- (1)反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。ただし、本法人の会員等が行う青少年(個人)の健全育成のための活動は、この限りでない。

- (2)反社会的勢力からの不当要求に一切応じないものとし、警察、弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携しつつ、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとする。
  - (3)反社会的勢力による不当要求が、組織や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
  - (4)反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
- 2 本法人は、基本方針及び本規則を役職員及び会員に周知し、公表するものとする。

#### (対応部署)

第4条 本法人は、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を、反社会的勢力対応部署とする。委員会は、反社会的勢力に関する情報の管理・蓄積、組織体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断する。

#### (管理体制の整備及び検証)

第5条 本法人は、第3条の基本方針を実現するため、本規程を本法人の役職員及び会員に遵守させるものとする。

- 2 本法人は、本規程に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 本法人は、反社会的勢力との関係を遮断するための管理体制の有効性及び適切性について、的に検証するものとする。

#### (反社会的勢力を契約から排除するための措置)

第6条 本法人は、契約を締結する場合、原則として、契約書に次の各号の規定を設ける。

- (1)反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを求める条項
- (2)親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないことを求める条項
- (3)反社会的勢力を所属者としまたは反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者(再受託者の代理人、媒介者を含む)としないことを求める条項
- (4)反社会的勢力が経営を支配しまたは実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないことを求める条項
- (5)反社会的勢力を不当に利用しまたは交際していると認められる関係を有しないことを求める条項
- (6)反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行わないことを求める条項
- (7)自らまたは第三者を利用して、次に掲げる違法行為を行わないことを求める条項
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた要求行為
  - ③ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当連盟の信用を毀損しまたは本法人の業務を妨害する行為
  - ⑤ 上記①～④に準ずる行為
- (8)その他、反社会的勢力との非難されるべき関係がないことを求める条項

(9)上記(1)～(8)の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに契約の全部または一部を解除できることを求める条項

#### (審査の実施)

第7条 本法人は、初めて取引を行おうとする事業者について、当該事業者が反社会的勢力に該当するか否かをあらかじめ審査するよう努めるものとする。

2 本法人は取引等を継続している事業者について、当該事業者が反社会的勢力に該当する疑いが生じた場合は、速やかに審査する。そのような疑いがない場合にも、定期的に当該事業者が反社会的勢力に該当するか否かを審査するよう努めるものとする。

#### (契約の禁止・関係の解消)

第8条 本法人は、前条第1項に定める審査の結果、事業者が反社会的勢力であることが判明した場合には、取引を行わないものとする。

2 本法人は、前条第2項に定める審査の結果、事業者が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに関係を解消すべく努めるものとする。

#### (情報の収集)

第9条 本法人は、反社会的勢力に関する情報収集に努めるものとする。

#### (反社会的勢力からの要求への対応)

第10条 本法人は、反社会的勢力による要求に対しては、役職員等の安全を最優先し、対応部署だけでなく組織的に対応するものとする。

2 反社会的勢力による要求を受けた場合、一次対応者は速やかに委員会に報告して対応を引き継ぐものとする。

3 委員会は、反社会的勢力からの要求があった旨の報告を受けたときは、会長に速やかに報告するとともに、対応について協議し、必要に応じて警察に通報するものとする。

#### (警察との連携・協力)

第11条 本法人は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、警察その他の関係機関と連携及び協力するよう努めるものとする

2 本法人は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士または警察その他の関係機関に速やかに連絡を取りまたは相談するなどして、反社会的勢力の行為による被害の発生を防止するよう努めるものとする。

#### (改正)

第12条 本規程は、理事会の議決を経て、改正することができる。

#### (施行細則)

第13条 本規程の実施について必要な事項については、会長が別に定める。

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。